

議案第 6 8 号

和光市職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市職員定数条例の一部を改正する条例

和光市職員定数条例（昭和 4 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                                                             | 改正前                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 条 前条の職員の定数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める人数以内とする。<br>(1)・(2) (略)<br>(3) 教育委員会 <u>5 6 人</u><br>(4)～(8) (略)<br>2 (略) | 第 2 条 前条の職員の定数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める人数以内とする。<br>(1)・(2) (略)<br>(3) 教育委員会 <u>5 4 人</u><br>(4)～(8) (略)<br>2 (略) |

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 2 月 2 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

職員の定数を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。